

定 款

株式会社 ヤマックス

株式会社ヤマックス 定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、株式会社ヤマックスと称し、英文ではYAMAX Corp. と表示する。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. セメント製品の製造販売
2. セメント製品による工事の施工及び管理
3. セメント、砂、砂利の販売
4. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業
5. 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発及び環境整備に関する企画、設計、監理、エンジニアリング及びコンサルティング
6. ホテル等の宿泊施設、飲食店、結婚式場、給食、貸席、宴会及びスポーツ・レジャー施設を有するリゾートの経営並びに受託
7. 不動産の売買、交換、貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用
8. 住宅、アパート、マンション等建物の建設、販売、賃貸及び管理並びに土地の造成及び販売
9. 通信機器、電子機器及びこれらの部品の販売、工事の請負及び補修、ソフトウェアの開発、販売、コンサルティング並びに受託
10. 建築物並びに建設工事の企画、設計、監理等コンサルティング業務及び請負
11. 建設用コンクリート製品、耐火、不燃建築材料、内外装建築材料、家具及び建築用木工品の製造及び販売並びに土木建築用資材の販売
12. 金網の販売
13. 鉄筋の販売
14. 第一種利用運送事業（貨物自動車）
15. 自動車、産業車輛、自動車用機器及び産業機械の販売、修理、賃貸並びに買取りに関する業務
16. 自動車・産業車輛に関連する部品、用品及び鉱油類の販売
17. 電気機械器具、カー、レジャー用品及び日用品雑貨類の販売
18. 前各号に関する各種機械器具並びに附属品の設計、制作及び販売
19. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険募集業
20. 化粧品の販売
21. 清涼飲料水および健康食品の販売
22. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を熊本市に置く。

第4条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2,300万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第10条（株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員 数）

当社の取締役は15名以内とする。

第19条（選任方法）

当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任 期）

当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（招集権者及び議長）

当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会規則においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規則）

当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条（員数）

当社の監査役は5名以内とする。

第29条（選任方法）

当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第30条（任期）

当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規則）

当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第36条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第37条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第41条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第42条（中間配当金）

当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息を付けないものとする。